

事業計画の概要

1. 事業の全体計画

当社は2002年の立上げ以来、自動車シュレッダーダスト等の廃プラスチック類を中心に処理を行い、非鉄製錬所を母体とした技術を土台に、産業廃棄物中間処理施設として実績と経験を重ね、安全で安定した操業を堅持しています。

当社は、隣接する製錬所へ蒸気を供給する熱回収(サーマルリサイクル)を行っており、また処理過程で得られる不燃物から有価金属を高効率で回収(マテリアルリサイクル)しております。これらのリサイクル技術によって、当社は焼却施設であるにとどまらず、地球環境に寄与する役割を担っています。

今後は自動車シュレッダーダストの減少による原料の不足を補うため、自動車以外のシュレッダーダスト、自治体等からの一般廃棄物、低濃度PCB廃棄物等についても原料として活用し、安全で安定した操業を継続することで、持続可能な社会の一翼を担ってまいります。

2. 処分する産業廃棄物の種類及び処分量等

	産業廃棄物の種類	処分方法	処分量	備考	
				性状	予定排出事業場の名称及び所在地
1	燃え殻	焼却	355.2 t/日	石炭がら焼却炉の灰炭、炉渣焼却炉の灰炭等	県内外の事業者
2	汚泥	焼却		消化汚泥、余剰汚泥、上水汚泥、初沈汚泥、混合汚泥等	県内外の事業者
3	廃油	×		—	—
4	廃酸	×		—	—
5	廃アルカリ	×		—	—
6	廃プラスチック類	焼却		廃繊維くず、廃ポリ容器等	県内外の事業者
7	紙くず	焼却		印刷くず、製本くず等	県内外の事業者
8	木くず	焼却		木造家屋等解体木材、おがくず等	県内外の事業者
9	繊維くず	焼却		木綿くず、羊毛くず等	県内外の事業者
10	動植物性残渣	焼却		貝殻、食品残渣類	県内外の事業者
11	ゴムくず	焼却		天然ゴムくず等	県内外の事業者
12	金属くず	焼却		鉄鋼・非鉄金属の研磨くず、鉄筋くず等	県内外の事業者
13	ガラスくず及び陶磁器くず	焼却		ガラス繊維くず、陶器くず等	県内外の事業者
14	鉱さい	焼却		鋼鉄スラグ、非鉄金属スラグ等	県内外の事業者
15	がれき類	焼却		コンクリートがら、アスファルトがら、レンガ破片等	県内外の事業者
16	動物の糞尿	×		—	—
17	動物の死体	×		—	—
18	ばい塵	焼却		ヘア/フィバー類等、毛髪等、皮膚屑等、爪等	県内外の事業者
19	13号廃棄物	×		—	—
20	廃自動車廃棄物	焼却			

※1 処分量に関しては許可数量の範囲内で変動する。
※2 処分方法の欄の「×」は処理対象外であることを示す。

3. 施設の概要

焼却施設(金属・蒸気回収炉)

4. 処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法

ばいじんについて、貴金属等の有用成分が低い場合や銅・鉛製錬工程への投入が制限される場合は、産業廃棄物として外部への廃棄物処理委託を行っています。

5. 環境保全措置

- (1)中間処理施設において講ずる措置
処理の過程で生じる排ガスは、適正な処理と温度管理、その状態を連続的に監視することにより、大気汚染と悪臭の防止に努めます。環境保全措置全般について、システムにより常にモニターし、改善に向けて問題点の把握と対策の実施に積極的に取り組んでいます。
- (2)保管施設において講ずる措置
保管に際しては、保管物の飛散・流出に充分注意し必要な処理を実施するほか、定期的に巡回を行う等、適正な保管が確保されるよう取り組みます。
- (3)最終処分場において講ずる措置
最終処分場を所有していないので記載ありません。